新型コロナ感染症の感染状況を踏まえた 厚生事業の実施に係る対応方針について

令和3年7月

一般財団法人 京都府市町村職員厚生会

1 検討に当たって考慮すべき要素(第3回評議員会(2月)後の事情の変化)

(1) 感染力の強い変異ウイルスの感染拡大

第4波では、感染力の強い変異ウイルス(英国型(アルファ株))の感染が急拡大し、 高齢者に限らず 30 代から 50 代の比較的若い人が重症化するケースも多くなった。今後 は、さらに感染力が強い変異ウイルス(インド型(デルタ株))の感染拡大も指摘されて いる。

(2) ワクチン接種の進捗状況

感染収束の切り札とされるワクチン接種について、優先接種の対象とされている医療従事者(480万人)及び65歳以上の高齢者(3600万人)について、現在、7月末の完了を目指して取組が進められている。さらに、64歳以下の一般接種については、10月から11月に希望する全ての国民へのワクチン接種完了を目指すとされている。

2 第4波に対する京都府の対応状況

今回の第4波において、感染状況や感染段階に応じて京都府がとった対応が厚生事業の実施の判断基準検討の参考となる。

- (1) 感染の拡大局面
 - ①府独自の「厳重警戒期到達を踏まえた感染再拡大防止対策」の適用(4月5日~11日)
 - ②「まん延防止等重点措置」の適用(4月12日~24日)
 - ③「緊急事態措置」の適用(4月25日~~6月20)
- (2) 感染の縮小局面
 - ○緊急事態宣言解除後、「まん延防止等重点措置」へ移行(6月21日~7月11日)

3 厚生事業の特徴と感染リスク

厚生会が実施している厚生事業は、<u>類</u>型ごとの特徴から感染リスクの大きさが異なると考えられるため、感染リスクの観点から類型ごとの特徴を整理し、これを踏まえて対応方針を考える必要がある。主な類型は次のとおり

- ①鑑賞型事業
 - ア 講演会等の鑑賞型事業
 - イ USJチケットあっせん&バスツアー(バス移動あり)
 - ウ 地域体験事業 (バス移動を伴うものあり)
- ②スポーツ参加型事業
 - ア 軟式野球大会・バレーボール大会
 - イ スポーツ健康交流大会
 - ウ 丹後半島駅伝大会、スキー&ボード教室及びファミリースキー&ボード教室

4 基本方針

(1) 現状

現在のコロナ禍にあって、非常に長い期間、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用され、リフレッシュの機会が制約され自粛疲れに陥るとともに、通常業務に加えてコロナ対応に従事する会員も少なくなく、精神的なストレスも高まっていると考えられる。

他方、会員の所属する職場では、酒類の提供を伴う懇親会や旅行等親睦会行事を行い 親睦を深めることが困難な状況が長く続いている。

こうした状況下において、会員が文化・スポーツ事業への参加を通じて、リフレッシュ するとともに、職員(会員)間のコミュニケーションの確保を図ることは職場の風通しの みならず住民サービスの向上にも大変有益と考えられる。

(2)基本方針

<u>感染状況を十分踏まえて事業の実施時期を判断するとともに、感染リスクを最小化する</u> ため事業内容の見直しも含め感染防止対策を徹底し、会員の安心安全確保を図ることを前 提として、厚生事業の趣旨である会員相互の親睦や交流等を通じて市町村行政の円滑な運 営と住民福祉の向上に寄与することを目指す。

なお、感染防止対策については、すべての事業について国等の定めたガイドラインを 徹底することはもちろんとして、感染力の強い変異ウイルスの感染拡大を踏まえ、感染リ スクを最小化するため、<u>ワンランク上の感染防止対策を徹底し、クラスターを絶対に発</u> 生させないという強い決意で対応する。

5 事業を実施するか否かの判断基準(目安)について

- (1) 基本的な考え方
- ① 感染状況を踏まえて事業を実施するか否かの判断基準(目安)については、<u>感染拡大期と感染縮小期に分けて考える</u>とともに、<u>感染リスクに差異が認められる鑑賞型事業とスポーツ参加型事業とに大別し、さらに事業毎の特徴も踏まえて判断</u>する。

なお、スポーツ参加型事業は、感染縮小期においては、緊急事態宣言解除後、会員の安全確保等のため、実施日当日以前に一定の練習等準備期間を確保できるかどうかを判断要素に加えるものとする。

- ② 最終的に事業を実施するかどうかを判断するタイミングは、台風等の災害と同様、可能 な限り事業実施日に近いタイミングで行う</u>ものとする。
- ③ 感染状況を勘案して、事業の中止もやむなしとするが、代替日程・会場確保の可能性がある場合は、直ちに中止とせず、基本的に延期とする。

なお、延期の判断は、事業実施日までの感染状況やこれを踏まえた府の措置の予測等を もとに、なるべく早い段階で行うものとする。

- ④ なお、緊急事態措置やまん延等重点措置が適用されている期間については、会員が参集 しなくても健康増進に取り組める「みんなのウォーキング」事業等に積極的に取り組むこ ととする。
- (2) 判断基準 (目安) について 別紙1のとおり

6 感染防止対策徹底のための事業内容の見直しについて

- (1) 基本的な考え方
- ① スポーツ参加型事業については、感染リスクを最小化するため、ワンランク上の感染防止策を講じるよう、事業内容の見直しを行う。屋内競技については、換気の徹底等を行い密にならないよう注意する。
- ② また、スポーツ健康交流大会については、参加者が700人と大規模であり、昼食をはさんで午後には、すべての参加者が午後の3種目に参加するため陸上競技場に一堂に会すること等から、感染リスクを最小化するため、ワンランク上の感染防止策を講じるよう、さらに踏み込んだ事業内容の見直しを行う。
- ③ 体調の悪い人は参加しないとするとともに、参加者の当日の検温、手指消毒等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- ④ 会場までの自家用車の移動距離を短くして乗車時間を短縮できるよう会場の分散開催を検討する。
- ⑤ バス、自家用車の相乗りともに、会場までの移動中は、乗車密度の引き下げ、車内でのマスク着用や食事の禁止等を徹底する。
- ⑥ <u>感染状況及びワクチン接種の進捗状況を踏まえ、参加者の宿泊を前提とする事業は</u> <u>今年度は見送りとせざるをえない。この場合、可能な限り代替措置を検討する</u>。
- (2) 主な事業の見直しについて

別紙2のとおり

事業を実施するか否かの判断基準(目安)について

1 感染拡大期(緊急事態措置やまん延防止等重点措置が解除されるまで) (P.6 イメージ図参照)

(1) 鑑賞型事業

① 講演会・講座等

事業実施中は、基本的にマスクを常時着用し、人と人との距離も常時確保でき、飲食を伴わない事業内容であることから、感染リスクは低いと考えられるが、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等が要請される「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」が適用されている期間は中止とする。

なお、「まん延防止等重点措置」が適用される前、府が国に要請する段階で既に1日あたりの新規感染者数の増加が顕著になっていることが想定されることから、中止とする時期の始期は、京都府が国への要請を決定した日からとする。

② USJチケット斡旋&バスツアー

家族参加も可能な当事業は、会場まで長時間のバス移動を伴い(京丹後市からUSJまでの乗車時間は片道約2時間半)、座席数の削減、換気、マスクの着用、乗車中しゃべらないことを参加者に徹底したとしても、家族参加が多い参加形態を踏まえると徹底できるかどうかは簡単ではないと考えられる。また、USJは大阪市此花区にあり、過去の経験から京都府よりもさらに感染拡大が起こりやすい大阪府への移動を伴う。

以上のように感染リスクが相対的に高いことを踏まえ、上記①よりも一段厳しい対応が必要であり、大阪府など感染拡大地域への往来を極力控えること等の要請内容を含むような 「厳重警戒期到達を踏まえた感染再拡大防止対策」を京都府が決定した日以降は中止 とする。

③ 地域体験事業(事業内容を勘案してA案かB案かを判断)

当初計画では、基本的なマスク着用、距離の確保、換気の徹底等の基本的な感染防止対策が可能なものもあるが、現地近くまでバス移動(南丹市芦生の森の体験事業ではトレッキングのコースにより片道30分~90分)が不可欠なものもある。

このため、<u>感染リスクが相対的に高いと判断される事業については、内容を見直すか、あるいは</u>感染リスクを勘案して上記①よりも一段厳しい対応として、<u>「厳重警戒期到達を踏まえた感染再拡大防止対策」を京都府が決定した時点で中止</u>とするが、講演会、講座等と同等の内容の体験事業については、①と同様の基準とする。

(2) スポーツ参加型事業

① 軟式野球大会

プレー中は、近い距離で会話をしないことを徹底したとしても、マスクの常時着 用や人と人の距離を常時確保することが困難であることを勘案して、上記(1)① よりも一段厳しい対応が必要との考えから、「厳重警戒期到達を踏まえた感染再拡 大防止対策」を京都府が決定した日以降は中止とする。

② バレーボール大会

屋内競技ではあるが、感染防止対策(人数制限や換気等)の徹底により感染リスクを相当程度低減できると考えられるので、軟式野球大会と同様の判断基準とする。

③ スポーツ健康交流大会

会員相互の親睦・交流をはかる厚生会事業の大きな柱である当事業は、事業の運営、事業への参加ともに所属所を挙げて取り組まれ、例年 700 人と多人数が参加する事業である。従って、感染リスクに対する不安を最大限排除できるよう、<u>新規感染者数が低位で安定(1日あたりの新規感染者数(7日間平均)が概ね1桁ないし</u>15 人未満程度で増加傾向がみられないこと等)している時期に限り開催する。

④ 丹後半島駅伝大会

本事業開催趣旨から、団体での宿泊及び飲食が不可避な事業であることから、<u>コ</u>ロナ禍の収束が不透明なため今年度は中止</u>とする。

⑤ スキー&ボード教室、ファミリースキー&ボード教室

事業の性質上、団体での宿泊および飲食に加え、長時間のバス移動が不可避な事業であるため、コロナ禍の収束が不透明なため今年度は中止とする。

2 感染縮小期(緊急事態措置やまん延防止等重点措置が解除された後)

(P.6 イメージ図参照)

(1) 外出自粛等が要請される 「緊急事態措置」ないし「まん延防止等重点措置」解除後 (「緊急事態措置」解除後に感染のリバウンド防止のため、「まん延防止等重点措置」が 適用された場合も含む。) は、事業の実施に支障がない限り、原則実施

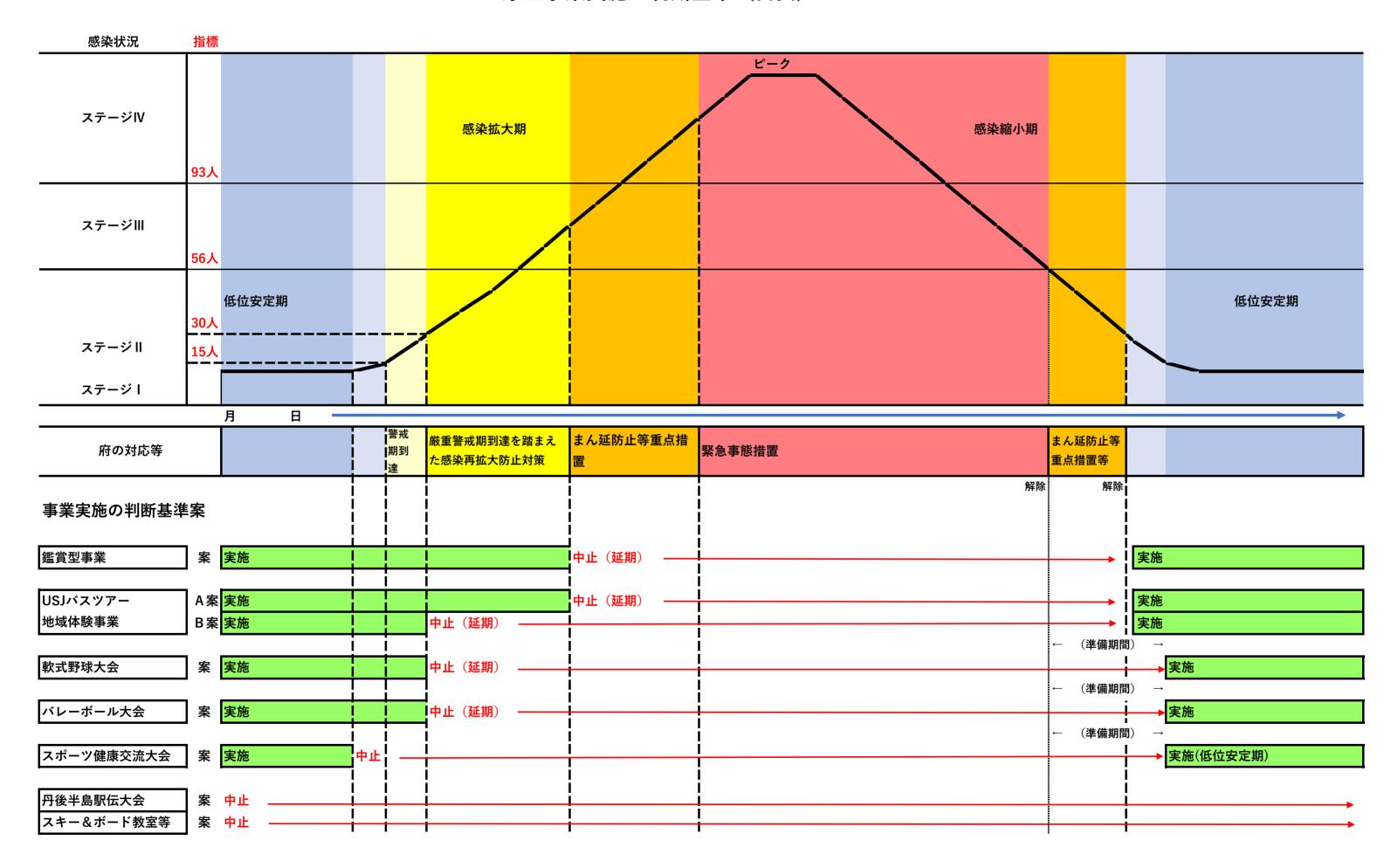
ただし、緊急事態措置解除後であっても京都府が独自に感染のリバウンド防止のため、 期間を区切って 特措法第24条第9項による外出自粛の要請を行い、事業実施日が要請 の期間内にあるときは、基本的に中止

(2) スポーツ参加型の事業は、会員の安全確保の観点から、大会参加に向けた練習等の準備期間(事業実施日までおおむね2週間)を確保することが望ましいことから、<u>事業実施日が「緊急事態措置」が解除されてからおおむね2週間以内にあるとき(運動施設の利用が可能となってからおおむね2週間以内にあるとき)は、基本的に中止</u>

3 その他

- (1)上記の判断基準を基本とするが、これを機械的に適用するのではなく、あくまで目安とし、柔軟な対応を排除しないものとする。
- (2) 今後、感染状況を踏まえて京都府が示す措置の内容や、国・府の指標の見直し等を踏まえて、判断基準を修正することがある。
- (3) 今後のワクチン接種業務への動員の状況に留意

厚生事業実施の判断基準(目安)について



感染段階と指標

政府分科会が定める感染段階		ステージー	ステージⅡ		ステージⅢ	ステージIV	
		感染ゼロ散発段階	感染漸増段階		感染急増段階	感染爆発段階	
		感染者が散発的に発生	感染者が徐々に増加、医療提供体制への負荷が蓄積		感染者が急増 医療提供体制に支障	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に	
府が独自に定める感染段階		-	警戒期	厳重警戒期	-	_	
指標 (主なもの)	1日当たり新規感染者数 (7日間移動平均)	-	(府)15人以上	(府)30人以上	(国)56人以上※1	(国)93人以上※2	
	病床使用率	_	_	_	(国) 20%以上	(国) 50%以上	
	高度重症病床占有率	1	(府)1/5以上	(府)1/5以上	П	_	
	直近1週間と先週1週間の比較	_	(府)増加傾向にあること	(府)増加傾向にあること	_	_	

府の措置	_	_	厳重警戒期到達を踏まえた 感染再拡大防止対策	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
趣旨	_	_	ステージⅢに至ることを避ける	感染者の急増と医療供給体制に おける大きな支障の発生を避ける	レスジングロチントを指する

^{※1} 国の指標は、1週間人口10万人当たり15人以上。これを府の指標に換算し直すと、1日当たり56人以上(7日間移動平均)となる。

^{※2} 国の指標は、1週間人口10万人当たり25人以上。これを府の指標に換算し直すと、1日当たり93人以上(7日間移動平均)となる。